

生駒市条例第13号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和63年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 生駒市緑ヶ丘東地区整備計画区域の項中「平成8年7月1日生駒市告示第93号」を「令和3年12月20日生駒市告示第247号」に改め、同表生駒市高山学研地区整備計画区域の項中「平成23年2月10日生駒市告示第28号」を「令和3年12月20日生駒市告示第247号」に改め、同表に次のように加える。

生駒市小瀬西地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された令和3年12月20日生駒市告示第246号に定める大和都市計画生駒市小瀬西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	--

別表第2 生駒市緑ヶ丘東地区整備計画区域の項を次のように改める。

<p>生駒市緑ヶ丘東地区整備計画区域</p>		<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。次項において同じ。） 2 住宅で事務所、店舗その他のものに類する用途を兼ねるものうち令第130条の3に規定するもの 3 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。） 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各項の建築物に附属するもの（令第130条の5に掲げるものを除く。） 	<p>180平方メートル</p>	<p>道路に面する側面は2メートル以上、その他の部分にあっては1メートル以上</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 外壁等の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 	<p>10分の8</p>	<p>10分の4</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 1メートル 2 建築物の各部の高さは、当該部分から道路対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25メートルを加えたもの
------------------------	--	---	------------------	--	---	--------------	--------------	--

別表第2 生駒市高山学研地区整備計画区域の部大学・交流施設ゾーンの項中「身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの」を「福祉ホームその他これらに類するもの（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。）」に、「別表第3（い）項に掲げる公益上必要な建築物（同項第1号及び第2号を除く。）」を「令第130条の4（同条第1号、第2号及び第5号チを除く。）に掲げる公益上必要な建築物」に改め、同部研究所ゾーンの項中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に、「別表第3（い）項に掲げる公益上必要な建築物（同項第1号及び第2号を除く。）」を「令第130条の4（同条第1号、第2号及び第5号チを除く。）に掲げる公益上必要な建築物」に改め、同表に次のように加える。

<p>生駒市小瀬西地区整備計画区域</p>	<p>低層専用住宅地区</p>	<p>次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。次項において同じ。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。） 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物 6 集会所 7 前各項の建築物に附属するもの（令第130条の5に掲げるものを除く。）</p>	<p>165平方メートル</p>	<p>道路に面する側にあつては1.5メートル以上</p>	<p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>			
-----------------------	-----------------	---	------------------	------------------------------	--	--	--	--

別表第2備考中「生駒市美鹿の台地区整備計画区域」の次に「及び生駒市緑ヶ丘東地区整備計画区域」を加える。

別表第3（お）の項第1号中「玩具煙火」を「玩具煙火」に改め、同項第15号中「きば」を「牙」に改め、同項第17号中「レディミクストコンクリート」を「レディーミクストコンクリート」に改め、同項第19号中「かま」を「窯」に改め、同項第24号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に改める。

別表第5中「研磨機」を「研磨機」に、「乾燥研磨」を「乾燥研磨」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。